

令和8年10月6日

四日市市議会
議長 中川 雅晶 様

都市・環境常任委員会
委員長 小田 あけみ

都市・環境常任委員会行政視察報告

都市・環境常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和8年7月22日（水）～7月24日（金）
2. 視察都市 沼津市、相模原市、藤沢市
3. 参 加 者 小田 あけみ 水谷 一未
 荒木 美幸 石川 善己 荻須 智之
 平野 貴之 村上 暁 森 康哲
 （随行）小野 大志
4. 調査事項 別紙のとおり

1 市勢

人 口 182,833 人 (令和8年4月1日現在)

2 財政

95,650,000 千円

41,047,000 千円

30,494,000 千円

167,191,000 千円

3 議会

常任委員会（総務経済、民生病院教育、建設水道危機管理、一般会計予算
決算、特別会計企業会計予算決算）

4 視察項目 リノベーションまちづくりについて

5 視察目的

沼津市では、人口減少や都市の老朽化、空洞化といった市政課題を解決するため、市内で増加する空き家や空きビル等の遊休不動産や公共空間の活用を通じた「リノベーションまちづくり」に取り組んでいる。従来の行政主導・補助金頼みのまちづくりから脱却し、民間が主導して自走する「公民連携」へとシフトチェンジを図ることで、新たな事業や雇用の創出、コミュニティの再生、エリア価値の向上を生み出している。本市においても、空き家対策や中心市街地の活性化、公共施設の有効活用は重要な課題である。沼津市の民間主導によるまちづくりの体制づくりや、リノベーションスクール等の実践的な人材育成手法を学び、本市における今後の持続可能なまちづくり施策の参考とするため、視察を実施した。

6 事業概要

(1) リノベーションまちづくりの背景と考え方

人口増加を前提とした時代から縮小社会への転換を受け、行政の予算に頼るのではなく、民間が自らの利益ややりたいことを追求しながら自走できるまちづくりへの転換が求められた。建物のリノベーションを単発で終わらせるのではなく、一定のエリアで集中的に展開して「点から面へ」と広げ、まち全体の価値を向上させることを目指している。

（２） 公民連携推進体制の構築

平成 27 年度に、企画部政策企画課内に公民連携推進担当（現在はまちづくり政策課まちづくり推進係）を設置した。民間からの相談窓口を一本化し、庁内各課との調整や法整備などの交通整理役を担うことで、民間事業者が活躍しやすい伴走型の支援体制を構

築している。

(3) 主な取り組みと人材育成 ・リノベーションスクール

実際の空き物件を対象に、チームで事業プランを考える実践的なプログラム。このスクールから多くのプレイヤーや事業が創出されている。令和6年度からは、企業単位で地域課題解決に挑む「企業版リノベーションスクール」も全国で4番目に導入している。家守（やもり）育成講座：江戸時代の家守のように、民間による現代の「まちのマネジメント」を担う人材を育成している。まちづくりデジタルプラットフォームの活用等を通じて情報発信や相互コミュニケーションを図っており、これまでに約5,900人がリノベーションまちづくりに関連する取り組みに参加し、87の新たな事業が生まれている。

(4) 具体的なリノベーション事例

沼津蒸溜所：狩野川沿いの空き家（元ウナギ屋）をリノベーションし、県内初のクラフトジンの蒸溜所と飲食スペースとして活用。新仲見世商店街：老朽化していたアーケードを商店街の負担で撤去し、それに伴う路面と排水の改修を市が行うという、官民の役割分担による空間整備を実施した。泊まれる公園「INN THE PARK」：利用者が減少して廃止された旧少年自然の家を、民間事業者の手により自然を満喫できる宿泊施設へとリノベーション。県外からも多くの宿泊者が訪れている。廃校プールを活用した海ぶどう養殖施設、空きビルのポテンシャルを探るための暫定利用プロジェクト、専門家を派遣して利活用を助言する「まちなか拠点活用アドバイザー派遣」など、多様な展開が見られる。

7 委員からの質疑

- Q. リノベーションして生まれた事業の中には、当然うまくいかない事業もあると思うが、アドバイスをして再挑戦できるような環境や再挑戦を後押しする気風があるか確認したい。
- A. 事業が途中でなくなることはあるが、リノベーションまちづくりで作られたネットワークの中で事業者同士がサポートし合っている。市としても失敗をマイナスに捉えず、何度か挑戦する中で最終的に成功にたどり着けばよいという考えで事業をしている。
- Q. リノベーションまちづくりの取り組みへの参加人数約5,900人には、首都圏など県外在住者も含まれているか確認したい。
- A. 県外の方も含んだ数値である。この取り組みを始めた当時は、同様の取り組みをしている自治体が全国的にも非常に少なかったため、県外からも極めて高い関心を持っていただいた。
- Q. 民間事業者が金融機関等から融資やサポートを受ける際に市が関与したり、何らかの問題が発生した事例があれば確認したい。
- A. 市の予算を使うものとしては、リノベーションまちづくり実行協議会や国の交付金を活用しながら事業を運営している。地元融資のサポートに関しては、沼津信用金庫等と連携した「まちづくりファンド」を立ち上げ、現在までに3事業ほどがこのファンドを活用して進んでいるが、特段問題は発生していない。

Q. 四日市市では「都市計画マスタープラン」を策定しているが、沼津市のリノベーションまちづくりはマスタープランに入っているのか位置づけを確認したい。

A. 同じまちづくり政策課内で計画を策定しているためリンクはしている。時系列でどちらが先かは明確ではないが、沼津市中心市街地まちづくり戦略の大きな柱として、リノベーションまちづくりが明確に位置づけられている。

Q. 民間主導を進める上で、行政が前面に出過ぎると民間の自由な発想が阻害され、下支えし過ぎると丸投げになってしまう。そのバランスについての考え方を確認したい。

A. 明確な答えはないが、行政は民間が活躍しやすい舞台や新しい人が入ってきやすい環境を作ることに徹し、適度なバランスを心がけている。

Q. 新規店舗だけでなく、既存店を応援する取り組みはあるか確認したい。

A. 別部署によるリブランディングを主体とした企画等で既存店を取り上げていき、今後はリノベーションまちづくりと連携していきたいと考えている。

8 委員会としての所感

沼津市におけるリノベーションまちづくりは、従来の行政主導や補助金ありきから脱却し、民間主導の公民連携へと見事にシフトチェンジを図っている点が非常に印象的であった。特に、庁内にワンストップで対応する公民連携推進体制を設け、行政が民間プレイヤーの伴走者として調整役に徹する姿勢は、民間活力を最大限に引き出す上で大いに参考となる。また、リノベーションスクールや家守育成講座といった実践的なプログラムを通じて、まちづくりの担い手を継続的に育成し、点の取り組みを面へと広げていることは民間主導の持続可能なまちづくりにおいて有意義な手法である。廃校舎や公共空間のリノベーション、商店街アーケードの撤去に見られるような官民の適切な役割分担は、本市が抱える空き家問題や中心市街地活性化、公共施設マネジメントの課題解決に向けた大きなヒントとなる。失敗を許容し、民間事業者の再挑戦をネットワークで支え合う風土づくりも含め、本市においても、民間が存分に活躍できる環境をいかに整えるか、持続可能なまちづくりに向けた公民連携のあり方をさらに探究していく必要があると感じた。

(相模原市)

- 1 市勢 市制施行 昭和 29 年 11 月 20 日
人 口 721, 112 人 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
面 積 328. 91 平方キロメートル
- 2 財政 令和 8 年度一般会計当初予算 405, 500, 000 千円
令和 8 年度特別会計当初予算 212, 464, 900 千円
令和 8 年度企業会計当初予算 34, 183, 301 千円
合 計 652, 148, 201 千円
- 3 議会 条例定数 46 人
常任委員会 (総務、民生、市民環境経済、建設、こども文教)
- 4 視察項目 ゼロカーボンの取り組みについて

5 視察目的

四日市市はコンビナートを中心とした産業基盤を有する工業都市であり、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みが重要である。相模原市では、令和元年の台風被害を契機に気候非常事態宣言を表明し、2050 年カーボンニュートラルを目指して独自の脱炭素社会づくり条例の制定や、中小企業向けの省エネ支援、次世代型太陽電池の実証実験など、多様な施策を先進的に進めている。同市のゼロカーボン推進体制や、市民・事業者と連携した具体的な取り組みを調査し、本市における効果的なゼロカーボン施策や環境負荷低減、持続可能なまちづくりの参考とするため視察を実施した。

6 事業概要

(1) これまでの状況と取り組みの背景

相模原市では、令和元年東日本台風による甚大な被害を契機に、令和 2 年に「さがみはら気候非常事態宣言」を表明した。令和 5 年には「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」を施行し、「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画」を改定して、2030 年度の二酸化炭素排出量削減目標を 46%から 50%へと引き上げた。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

住宅用太陽光発電や蓄電池設置に対する奨励金の交付、0 円ソーラーの導入支援を実施している。また、一般廃棄物最終処分場跡地を活用し、市と事業者との協働により「ノジマメガソーラーパーク」を建設し、一般家庭約 500 世帯分の電力を供給している。

(3) 省エネルギー活動の促進

市内企業の 99%以上を占める中小規模事業者向けに「地球温暖化対策計画書制度」を実施している。商工会議所と連携して省エネアドバイザーを派遣し、計画書を提出した

上で機器更新や太陽光・蓄電池等の導入費用を補助している。また、「エコアクション 21」の認証取得支援も行っている。

(4) 脱炭素型まちづくりとその他の取り組み

燃料電池自動車などの次世代自動車の導入や、水素ステーションの整備に対する補助を実施している。その他、ごみの減量化や、市域の約6割を占める森林の保全、クールシェアの普及による熱中症予防と省エネの推進など、多角的なアプローチを行っている。

(5) 公共施設での取り組み

学校施設へP P A方式による太陽光発電設備の導入を進め、防災用電源としても活用している。また、市内企業が開発した「カルコパイライト」を用いた次世代型太陽電池を自動販売機に貼付する実証実験など、公共空間を活用した先進技術の導入も行っている。

7 委員からの質疑

Q. エコアクション 21 の取得実績が少ないようだが、事業者にとっては地球温暖化対策計画書制度の方が申請手続きが容易で利便性が高いためか確認したい。

A. 市内の事業者は従業員10~20名規模の小規模な企業が多く、環境経営の概念に至る前に、まずは目の前の省エネ化に注力しているのが現状である。そのため、機器更新補助に直結する計画書制度を利用する事業者が多い。

Q. 森林環境譲与税の具体的な活用方法を確認したい。

A. ナラ枯れ対策や林道の整備、伐採などに活用している。また、手入れができない民有林については、所有者と協定を結び、市や県が間伐等を実施している。

Q. メガソーラー等の設置による自然破壊や住民反発について、課題や解決策はあるか確認したい。

A. 現在のところ大規模な森林伐採を伴うメガソーラー問題は市内で顕在化していない。ただし、営農型ソーラーにおいては、地域住民との合意形成において課題が生じた事例は存在する。その際は、災害時の電力供給や避難所としての開放など、地域との協定を結ぶことで解決を図っている。

Q. 太陽光パネルの廃棄、処分問題への対策について確認したい。

A. 市として具体的な対策を講じる段階にはないが、将来的な大きな課題と認識している。現在、廃棄パネルのガラスを砕いて人工海浜などの砂の代替や建設資材として再利用する技術を持つ事業者と連携し、実証実験やイベントでの啓発を進めている。

Q. 水素燃料電池車や水素ステーションの普及状況はどうか、また今後の普及の見通しについて確認したい。

A. 市内の水素ステーションは1ヶ所であり、一定の需要はあるものの、F C V自体の普及は進んでいない。市の補助実績も年間1台にとどまっている。今後は神奈川県や東京都とともに国の水素社会推進法に基づく重点区域の指定を受け、F Cバスやトラックなど商用ビジネスユースを目的としたステーション誘致や支援を検討している。

Q. 間伐材などを用いた木質バイオマス（ペレット化）の取り組みについて確認したい。

A. 市内の急峻な地形で作業広場が確保しにくいことや、市内でペレットの十分な需要が

生み出せていないことから、現在は隣接する山梨県の業者に搬出している。地元で利用、循環できる仕組みづくりが今後の課題である。

Q. 実証実験中の自動販売機について、太陽光パネルのみで運転できているのか、貼付している電池の発電電力はどの程度か確認したい。

A. 蓄電池も搭載して夜間の運転等に充てているが、太陽光発電のみで運転することは難しく、通常の電源と併用して稼働している。自動販売機に貼付した薄型電池の出力合計は4kW未満である。

Q. 計画書制度における省エネアドバイザーは市の職員か。また、十数名のアドバイザーが稼働しているとのことだが、専門人材を確保する上での課題を確認したい。

A. 市の職員ではなく、相模原商工会議所と連携して、中小企業診断士や省エネルギー診断士といった資格を持つ外部専門家を登録し、派遣している。課題としては、登録されている診断士の高齢化や、新たな専門人材の不足が深刻化しており、今後のアドバイザー派遣件数の維持や確保に懸念を抱えている。

Q. 学校への太陽光パネル設置にあたって、耐震基準等はどのように対応しているか確認したい。

A. 設置にあたっては、各校の構造計算書を精査し、その屋上構造が太陽光パネルの重量に耐えられると判断されたクリア基準の学校にのみ設置している。学校自体の耐震化は完了しているが、これとは別に、構造物の積載荷重に基づいて安全性を担保している。

8 委員会としての所感

相模原市におけるゼロカーボンの取り組みは、令和元年の台風被害という自然災害を契機に、市全体で危機感を共有し、独自の条例制定や意欲的な数値目標の引き上げを行っている点が大変印象的である。特に印象的な取り組みは、市内企業の大部分を占める中小規模事業者に対して、省エネアドバイザーの派遣と機器更新の補助金を組み合わせた地球温暖化対策計画書制度である。地域経済を支える中小企業の脱炭素化を丁寧に後押しする伴走型の支援は、工業都市である本市においても大いに参考となる。また、学校施設を活用したP P A方式による太陽光発電の導入や、市内企業と連携した次世代型太陽電池の実証実験など、公共施設を牽引役とした再エネ普及策も非常に効果的である。さらに、将来の太陽光パネル廃棄問題を見据え、ガラスを海の砂や建設資材に再利用する独自のリサイクル実証実験に取り組んでいる点は、環境負荷を見越した先進的な視点として学ぶべき点が多い。本市においても、ゼロカーボンシティの実現に向け、産業界との連携強化や市民の行動変容を促す施策、そして将来の廃棄物対策まで含めた環境政策を、より一層強力に推進していく必要があると感じた。

(藤沢市)

- 1 市勢 市制施行 昭和 15 年 10 月 1 日
人 口 442,956 人 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
面 積 69.56 平方キロメートル
- 2 財政 令和 8 年度一般会計当初予算 191,981,000 千円
 令和 8 年度特別会計当初予算 88,234,959 千円
 令和 8 年度企業会計当初予算 51,576,508 千円
合 計 331,792,467 千円
- 3 議会 条例定数 36 人
 常任委員会 (総務、厚生環境、建設経済、子ども文教、補正予算)
- 4 視察項目 ごみの戸別収集について

5 視察目的

四日市市において、今後の持続可能な廃棄物処理体制の構築や資源循環、そしてごみの減量化は極めて重要な市政課題である。本市では、戸別収集の導入について、人口規模や運用コストの観点から困難であるとされてきた経緯がある。一方で、人口 44 万人を超える藤沢市においては、平成 19 年より可燃ごみ・不燃ごみの戸別収集および家庭ごみの有料化を先進的に導入し、ごみの減量化と高い市民満足度を両立させている。同市における戸別収集の導入プロセス、収集ルートや人員配置の再構築手法、高齢者等のごみ出し支援制度を調査し、本市における効果的なごみ処理施策、福祉と連携した持続可能なまちづくりの参考とするため視察を実施した。

6 視察概要

(1) 戸別収集、有料化導入の背景と目的

藤沢市では、市内に 1 ヶ所しか存在しない最終処分場の延命化とごみの減量化が最大の行政課題となっていた。この課題を根本的に解決するため、平成 19 年 4 月に可燃ごみ、不燃ごみ、およびプラスチック製容器包装を対象とした戸別収集を開始し、同年 10 月には指定収集袋を用いた有料化を導入した。この制度の導入にあたっては、道路上に配置されていた従来の集積所を廃止することで、狭隘道路における歩行者の安全性確保や交通事故の防止、さらにカラス被害の防止を図り、街の美観と安全性を向上させることが強く意識された。また、戸別収集によってごみ排出の責任の所在を明確にし、家庭ごみに混在しがちであった事業系ごみを事業者の自己責任に帰属させることや、多く排出する者が多く負担する仕組みにより市民間の公平性を確保することも重要な目的とされた。

(2) 戸別収集の実施体制と運行効率化

戸別収集では、一戸建てにおいては各家庭の玄関先、集合住宅においては敷地内に設

けた専用集積所に、各自で用意したポリバケツなどの蓋付き容器を配置して排出することとしている。この際、収集頻度は従来の集積所収集方式の時から変更せず、市民に不便を感じさせない配慮がなされた。現在の運行体制は、民間委託エリアを6割（収集車56台）、市直営エリアを4割（収集車43台）に分割して維持している。戸別収集への移行によって巡回ルートが長くなり車両台数そのものは増加したものの、それまで収集車1台につき3人乗務としていた体制を直営、委託ともに2人乗務へ見直した。この工夫によって、余分な人員増を行うことなく高効率な運行ルートを再構築した結果、戸別収集への切り替えに伴う追加の委託経費は当時の試算で約9,000万円という最小限の金額に抑制されている。

（3）有料化制度と独自の分別、資源化推進

有料化制度における指定収集袋の料金は家庭系で1リットルあたり2円に設定されており、これは収集や処理にかかるコストの約25%を市民が負担する設計である。事業系ごみは、1回につき40リットル1袋以下の少量排出事業者に限定して指定収集袋での排出を認める登録制を実施しており、生活保護受給世帯などの低所得世帯に対しては、年間130枚の指定袋を無料配布する免除措置を設けて負担を軽減している。また、平成24年からビンやカン、ペットボトルなどの資源物の一部についても戸別収集に対象を拡大した。この資源物収集の拡大に際しては、車両を独自に改造し、可燃ごみとビンを同時に回収・仕分けする収集方式を導入したため、追加の人件費を一切かけずに戸別化を達成した。さらに、令和4年の国の法制化に先駆けて平成24年から商品プラスチックの無料独自回収を開始し、回収したプラスチックを市内の公園ベンチ等の擬木として再利用するほか、回収された衣装ケース等を洗浄し、市のイベント等を通じて市民に安価で譲渡する資源の地産地消システムを推進している。また、夏場など「2週間に1回のみ」のペットボトル収集では家庭内に保管スペースがない」という市民ニーズに対し、セブン-イレブンの店舗前にペットボトル回収機を設置する企業との連携事業を展開しており、市民の利便性を高めながら行政の収集、処理費用を削減している。

（4）高齢者等のごみ出し支援

超高齢社会の進展を見据え、藤沢市では独自の福祉連携型ごみ出し支援を展開している。平成13年から開始された「一声ふれあい収集」は、自力でごみ出しをすることが困難な高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、収集員が直接玄関を訪れてごみを回収すると同時に安否確認を行う制度であり、令和5年度末で約940世帯が利用している。本制度では、福祉部門が申請の一次窓口を担い、環境部門が現地で直接本人と面会を行って対象を決定するという庁内連携体制をとっている。これに加え、大型家具などを自力で宅内から搬出することが困難な世帯を対象に、電話による簡易な聞き取りのみで、宅内からの無料搬出と回収を行う福祉大型ごみサービスも実施しており、令和6年度には700件を超える実績を上げている。

（5）段階的实施と住民合意の形成

大規模なごみ処理制度改革を実現するにあたり、藤沢市では段階的なアプローチと地

道な対話による合意形成が図られた。導入に先立つ1年半の間、参加人数を制限しない小規模な説明会を延べ500回以上にわたって開催し、住民と「膝と膝を突き合わせて」丁寧な説明を徹底した。さらに、排出場所に不安を持つ住民に対しては職員が現地を訪問し、一軒一軒の事情を酌んだ排出場所を決定することで懸念を払拭していった。実務的な検証段階としては、本格的な全市展開の2年前である平成17年に、湘南台地区において試行的導入を実施した。この試行により、現場の収集職員や委託業者が実際に作業を行い、戸別収集は実現可能であるという確信を共有するとともに、ごみ収集車が入れない狭隘道路を1軒ずつ地図で特定し、車両の停車位置から徒歩でごみを取りに行く計画を平成17年、18年の2年間で構築した。さらに、同時期に資産税課のデータ等を活用してアパートのオーナーと直接交渉を重ね、小規模な集合住宅の敷地内にも専用集積所を漏れなく新設するなどの事前整備をやり遂げ、スムーズな制度開始を成功させた。

7 委員からの主な質疑

Q. 戸別収集の開始後に、カラス被害などの問題は生じなかったか。また、朝早くに仕事に出る人がごみを出した後の対策について確認したい。

A. 戸別収集開始当初は、むき出しで排出されたごみがカラスに荒らされるケースがあったが、戸別収集は誰が出したごみかが特定できるため、個別訪問や専用チラシのポスティングを粘り強く行った結果、現在は市内全域でカラス被害はほぼ発生していない。また、市民が自発的に蓋付き容器を用意してごみを排出する習慣がしっかりと定着している。

Q. 収集車両を2人乗りに見直しをしたことで、収集員への体力的な負担は増加したか確認したい。

A. 集積所方式と異なり、戸別収集は1軒1軒を連続して歩くため、特に夏場は非常に過酷であり、熱中症が発生するなどの課題を抱える。そのため、こまめなクールダウンや水分補給など、職員や委託事業者の労務管理と負担軽減に十分に配慮している。

Q. 戸別収集の際、各自で用意するポリバケツなどの蓋付き容器は、市から指定や貸与があったのか確認したい。

A. 市からの容器指定や貸与、ネットの配付は一切行っていない。当初は費用をかけないよう、不要なレジャーシートや古い毛布をごみに被せてカラス被害を防ぐよう協力を求めていた。現在はプライバシー保護やカラス対策の観点から、市民が各自で自発的にポリバケツ等の容器を用意して排出する習慣が定着している。

Q. 戸別収集への移行にあたり、ごみ収集車の台数は最終的に何台増加したか。また、収集頻度は従来と比べて減少したか確認したい。

A. 直営のごみ収集車両については、2台増にとどまっているが、直営と委託の比率を見直したこともあり、委託の収集車両は12台増加した。また、収集頻度は一切減らしておらず、集積所方式の時と同じ頻度を維持している。

Q. 外国人住民や、学生に対し、ごみ分別の周知や説明会はどのように実施したか確認したい。

A. 導入当時は、特別に外国人や学生向けの説明会は行わなかったが、現在はごみカレンダーや分別アプリを6カ国語で作成し、配付している。また、市内3つの大学と連携し、

市職員が講師として大学の講義等に出向いて直接分別の仕組みを説明するなど、継続的なアプローチを行っている。

Q. アンケート結果で「ステーション方式が良い」と回答した 16%の市民がどのような理由からそう回答したか確認したい。

A. 戸別収集では各自で排出容器を用意し、衛生管理する負担が生じる。一方で、ステーション方式であれば、朝の出勤途中に置いていけば自己管理が不要で負担が少なかったため、そのような利便性を重視する一定層が存在したと分析している。

Q. 集合住宅における専用集積所の設置基準はあるのか。また、共同の集積所となるため、分別意識が低下する問題が起きていないか確認したい。

A. 道路上に唯一残る資源 4 品目のステーションについては「24 世帯以上の集合住宅」に設置を義務づけている。一方、可燃・不燃ごみの戸別収集については、戸数に関わらずすべての集合住宅の敷地内に専用の集積所を設けてもらっている。戸別収集と、有料化を同時にスタートした相乗効果により、大規模集合住宅の組成分析でも高いレベルで分別と減量が機能していることが確認できている。

Q. 事業系ごみの適正処理体制と、現場収集員の人材確保についての課題や対応策について確認したい。

A. 事業系ごみは、少量排出事業者を除き、民間許可業者と直接契約して自己処理させ、市の焼却施設に搬入させている。搬入時には抜き打ち検査を行い、不適正排出には搬入停止を含む厳しい指導を行っている。人員確保については、直営職員は高倍率だが、委託事業者は確保に苦勞している。労働環境が過酷であるため、運転手と収集員の交代制による負担軽減を図るほか、委託予算の適正化を財政部局へ働きかけていく。

8 委員会としての所感

藤沢市におけるごみの戸別収集と有料化の取り組みは、最終処分場の延命化という差し迫った課題に対し、徹底した対話、現場の創意工夫、他部局との連携、そして市民との信頼関係を築くことで、大きな成果を収めている。特に、本市において、これまで人口規模や運用コスト、収集員の労務負荷の観点から導入に慎重な議論が重ねられてきた戸別収集について、本市を上回る 44 万都市の藤沢市が、「収集車の 3 人乗務から 2 人乗務への見直し」といった効率化により人件費負担を抑制し、実務的な壁を見事に克服している事実は、非常に参考となる。これにより、都市の人口規模や実務上の懸念にとらわれず、現場の制度設計次第で、持続可能な戸別収集体制を構築できる可能性が示されたと言え、戸別収集への移行の実現可能性を示す道しるべとなるものである。また、有料化の 3 年後に客観的なデータで検証し、不法投棄の減少等を確認した上で資源物の戸別収集を拡充する姿勢や、国の動向を 10 年も先取りした独自の製品プラスチック無料回収、民間企業の身近なインフラを巧みに活用して、行政コストを削減する仕組みなど、どれも目指すべき環境政策のモデルケースであると言える。本市における今後のごみ処理有料化、戸別収集への移行、および超高齢社会に対応した持続可能な福祉連携施策の実現に向け、本視察で得た実践的な知見をもとに、市当局と建設的な議論を進めていきたい。



沼津市視察の様子



相模原市視察の様子



藤沢市視察の様子